

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する
内閣府令の一部を改正する内閣府令の概要

令和 8 年 8 月
消費者庁地方協力課

1. 趣旨及び概要

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条においては、独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものと規定されている。

当該規定を踏まえ、独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成 15 年内閣府令第 85 号。以下「府令」という。）第 6 条第 1 項においては、独立行政法人国民生活センターの会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているところ、同条第 2 項において、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に該当するものとして、企業会計審議会により公表された企業会計の基準が規定されている。

今般、金融庁組織令の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 246 号）により、府令第 6 条第 2 項で引用されている金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）の条番号が変更となったため、同項中「第 24 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改正する。

2. 施行期日

金融庁組織令の一部を改正する政令の施行日（令和 8 年 8 月 7 日）

以上

＜参照条文＞

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）
（企業会計原則）

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

○ 独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）（抄）
（会計の原則）

第六条 センターの会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。

3 （略）

○ 金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（抄）

第二十四条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、金融庁に、企業会計審議会を置く。

2・3 （略）